

有効期間 5 年（令和10年12月31日まで）

令和 5 年 3 月 30 日

各 部 長 ・ 参 事 官
各 所 属 長 様


警 察 本 部 長
(警察安全相談課)

ハウスクリーニング費用の公費負担制度の運用について（通達）

犯罪現場のハウスクリーニング費用については、ハウスクリーニング費用の公費負担制度の運用について（令和3年8月17日付け警察本部長通達。以下「旧通達」という。）に基づき、公費支出がなされているところであるが、被害者支援のより一層の充実を図るため、事案概要や遺族の置かれた状況を考慮して、必要に応じて上限額を超えて公費支出することができることとした。

本通達は、令和5年4月1日以降に発生した事案から適用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、令和5年3月31日限りで廃止する。ただし、令和5年4月1日より前に発生した犯罪行為によるものについては、旧通達の例に従い事務処理を行うこと。

〔 本件担当 被害者支援第一係
警 電  〕

ハウスクリーニング費用の公費負担制度の運用要領

1 目的

犯罪被害者の遺族（以下「遺族」という。）は、犯罪被害により、自宅が汚損された場合、これを回復するために自費で血痕、吐しゃ物、排泄物、異臭等の除去等の清掃（以下「ハウスクリーニング」という。）を行っている現状があることから、これらに係る費用を公費支出することにより、遺族の精神的かつ経済的な負担の軽減を図ることを目的とする。

2 支出対象事件

殺人罪（刑法第199条）及び故意により致死の結果を生じた事件

3 公費支出の内容

対象事件に係る犯罪被害者及びその遺族（以下「遺族等」という。）が所有する家屋のハウスクリーニングに要した経費で、実際に遺族等が負担した額とし、上限額を20万円（税込み）とする。

なお、犯罪行為によって破損した建具、家具等の交換、修理等に要する経費は含まないものとするが、清掃が困難な汚損した布団等の処分に要する費用は含むものとする。

4 支出除外事由

次のいずれかに該当する場合は、公費の支出を行わないこととする。

- (1) 遺族等が集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属している、又は属していたと認められる場合
- (2) 遺族が公費支出を希望しない場合
- (3) その他公費を支出することが社会通念上適切でないと思われる場合

5 公費支出の特例

前記2及び3に規定する場合以外又は前記4に該当する場合であっても、

- 犯罪被害者が重篤で、将来的に犯罪被害による負傷を起因として死に至る可能性が考えられる場合
- 犯罪被害による汚損が大きく、上限額以内での清掃が困難であると認められる場合

など、事案概要、遺族等の置かれた状況等を考慮し、警察署長、警務部警察安全相談課長（以下「警察安全相談課長」という。）及び総務部会計課長が協議の上、被害者支援上必要があると認めた場合は、前記の規定にかかわらず支出する又は上限額を超えて支出することができるものとする。

6 制度の教示

本制度に基づいて公費支出する可能性のある事件を認知した場合、当該事件を担当する者（以下「担当職員」という。）は、事前に警務部警察安全相談課被害者支援室（以下「被害者支援室」という。）と協議の上、遺族に対し、別紙「ハウスクリーニング費用補助のご案内」（以下「案内書」という。）を交付して説明し、費用の公費支出を希望する場合は、担当職員に連絡するように教示すること。

なお、本制度については、案内書に記載された注意事項を説明し、遺族の理解を得ておくこと。

7 支出の決定・手続等

(1) 支出の決定等

ア 報告

担当職員は、費用の補助を希望する遺族（以下「補助対象遺族」という。）から連絡を受けた場合は、「ハウスクリーニングに係る事案報告書」（様式第1号、以下「報告書」という。）を作成し、警察署長へ報告すること。

イ 決定

報告を受けた警察署長は、公費支出の認定について、警察安全相談課長と協議し適否を決定すること。

ウ 補助対象遺族への通知

担当職員は、公費支出の協議後、その結果を速やかに補助対象遺族に通知すること。

(2) 支出手続

ア 支出方法

補助対象遺族又は清掃業者等が指定する金融機関の口座への振替により行うものとし、その口座番号等については、預貯金通帳等により誤りがないことを確認すること。

イ 請求書の徴収等

担当職員は、補助対象遺族又は清掃業者等から請求書（様式第2号）を徴収するとともに、補助対象遺族又は清掃業者等が指定する口座番号がわかる預貯金通帳の写し及び清掃業者等が発行した領収書、清掃作業報告書等の提出を受けると。

なお、請求額が上限額の範囲内であることを確認しておくこと。

ウ 報告等

警察署長は、補助対象遺族又は清掃業者等から請求書の提出を受けた場合は、総務部会計課長へ所要額等を報告するとともに、当該請求書及び領収書、清掃作業報告書等の各写しを被害者支援室へ送付すること。

8 保存期間

報告書の保存期間は、5年度とする。

様式省略

ハウスクリーニング費用補助のご案内

清掃業者に依頼した自宅の清掃に掛かった費用について補助が出る場合があります。

ハウスクリーニングとは次の清掃です

| 作業項目 | 作業内容 |
|--------|------------------------------------|
| 拭き取り | 床・壁紙等を専用の高レベル除菌洗浄液を使用した洗剤などで拭き取る清掃 |
| 除菌・消臭 | オゾン発生装置等を使用した高レベルの除菌消臭作業 |
| 布団等の処分 | 清掃不可な布団等の処分に要する費用 |

ハウスクリーニング費用の補助を申請する場合又はお問い合わせがある場合は、下記担当者にご連絡ください。

広島県警察

警察署

担当者

連絡先

(裏面)

注意事項(※1)

| | |
|---|---|
| 1 | 被害に関係した場所の清掃に限ります。 |
| 2 | 破損した家具等の修理や交換はできません。 |
| 3 | 上記の作業内容外の作業代金はご自身の負担となります。 |
| 4 | 上限額は、原則20万円(税込み)です。 上限額を超える場合は、ご相談ください。 |
| 5 | 補助が出る場合は、業者から受け取った領収書と作業内容を記した報告書を提出していただきます。 |
| 6 | 補助が出ない場合があります。また補助が出る場合でも、振込までに時間がかかる場合があります。 |

注意事項(※2)

次の事項に該当すると判明した場合は、補助されません。

| | |
|---|--|
| 1 | 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属している又は属していた場合 |
| 2 | 公費支出を希望されない場合 |
| 3 | 補助することが社会通念上適切でない場合 |